

事 件 番 号	令和2年（ワ）第14629号	言 渡 日	令和3年9月7日
事 件 名	意匠権侵害差止等請求事件		
裁 判 所	東京地方裁判所民事第26部		
原 告	クレア株式会社	訴訟代理人弁護士	小林幸夫 外2名
被 告	株式会社ミツキ	訴訟代理人弁護士	平山博史 外3名
意匠に係る物品	ヘアキャッチャー		
関 連 条 文	意匠法37条1項及び2項、民法709条		
主 文	1 原告の請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。		
判 決 要 旨	1 争点1 被告意匠は本件意匠と類似するか 被告意匠においては、本件意匠と異なり、斜面体の外周部には、堰部が設けられている。斜面体の段差構造によって境界を形成するか、別に堰部を設けるかは、その形状等自体が明確に異なるものである。 本件意匠と被告意匠の具体的構成態様の差異のうち、差異点1は、本件意匠において特に注意を引くべき形状等に関する差異であり、被告意匠には本件意匠には見られない堰部があるのであり、前記のとおり、それが類否判断に与える影響は大きい。また、差異点4も類否判断に一定の影響を及ぼす。 本件意匠は渦流壁、堰部に相当する部位を全く有していないのに対し、被告意匠は堰部を有しているのであって、堰部の存在の有無自体が類否判断に大きな影響を与えるというべきである。 2 争点2 原告の損害額		

事案の概要

本件は、意匠に係る物品を「ヘアキャッチャー」とする意匠登録第1620963号の意匠権（本件意匠権）を有する原告が、被告に対し、判決別紙被告製品目録記載の製品（被告製品）の販売等が本件意匠権を侵害するとして、意匠法37条1項に基づき被告製品の販売等の差止めを、同条2項に基づき被告製品及びその半製品の廃棄を、並びに民法709条に基づき損害賠償金726万円及び令和2年5月31日から支払済みまで年3分の遅延損害金を請求する事案である。

東京地裁は、争点2の損害額について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないとして、原告の請求を棄却した。

1. 前提事実

(1) 当事者等

ア 原告は、家庭用品、生活雑貨、アイデア商品等の企画、開発、製造、販売を主な業務とする株式会社である。

イ 被告は、100円均一商品や生活雑貨卸等の販売、輸入を主な業務とする株式会社である。

被告は、遅くとも令和2年3月頃より、「おふろのまとまる排水口カバー」の名称で、業として、排水口用ごみ受けフィルターである被告製品を製造し、販売し、輸入し又は販売の申出をしている。

被告は、令和2年5月25日付けで被告意匠について意匠登録出願を行い、その後、被告意匠は、意匠登録（意匠登録第1670712号）された。なお、審査官は、被告に対し、上記審査の過程で、上記意匠の新規性、創作非容易想到性等の判断の際に本件意匠を参考としたことを通知した。

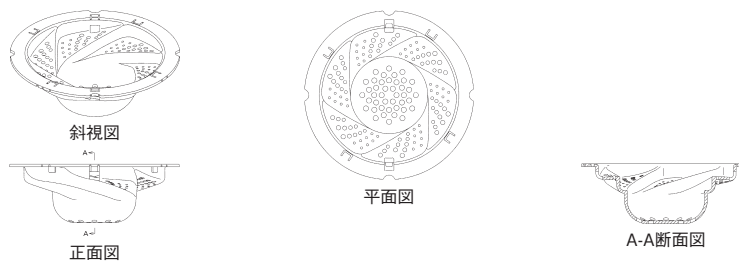
2. 争点

- (1) 被告意匠は本件意匠と類似するか
- (2) 原告の損害額

3. 本件登録意匠

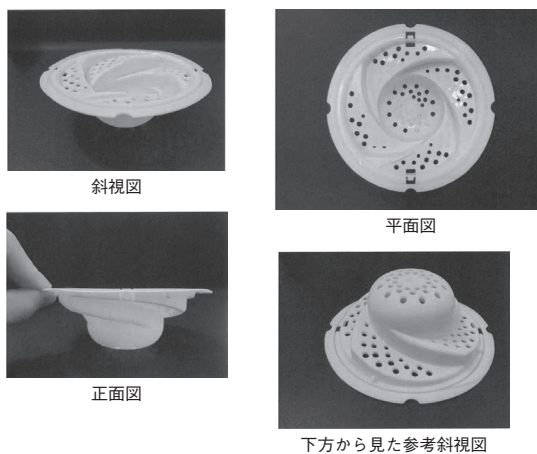
出願日 平成30年1月22日 登録日 平成30年11月30日
登録番号 意匠登録第1620963号 意匠に係る物品 ヘアキャッチャー

本件登録意匠



4. 被告製品意匠：別紙（被告意匠目録）より抜粋

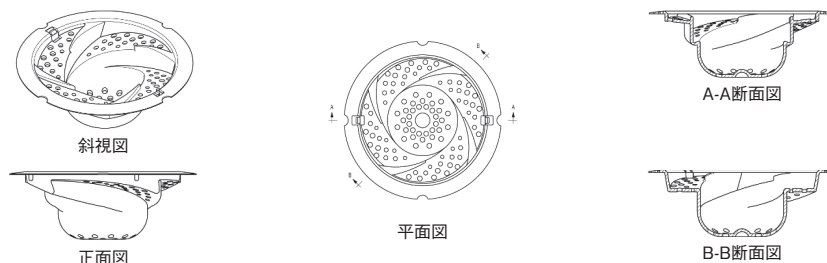
被告製品意匠



被告登録意匠

出願日 令和2年5月25日 登録日 令和2年10月2日

登録番号 意匠登録第1670712号 意匠に係る物品 ヘアキャッチャー



裁判所の判断

1. 争点1 被告製品意匠は本件意匠と類似するか

(1) 本件意匠に係る物品はヘアキャッチャーであり、被告製品は排水口用ごみ受けフィルターであるから、物品として類似している。

(2) 本件意匠と被告意匠の基本的構成態様は一致する。

また、本件意匠と被告意匠の具体的構成態様は、①渦流生成部が、捕捉部を中心とする等角度位置に配置された複数の斜面体で構成されている点（共通点1）、②各斜面体が反時計回り及び時計回りいずれに向かってても漸次幅寸法が小さくなる3つの線で囲まれた形状である点（共通点2）、③フランジ部の外周縁の12時、3時、6時、および9時の位置には、略円弧状の凹み部が形成されている点（共通点3）、④フランジ部の12時と6時の位置に爪が形成されている点（共通点4）、⑤フランジ部の裏面に、易破断用の薄肉部が形成されている点（共通点5）において共通する。

他方で、本件意匠と被告意匠の具体的構成態様は、①被告意匠には、各斜面体の反時計方向側の外周部に、堰部が形成されているが、本件意匠には堰部が存在しない点（差異点1）、②本件意匠の斜面体の数が6個であるのに対し、被告意匠の斜面体の数が4個である点（差異点2）、③各斜面体の形状（差異点3）、④被告意匠では、捕捉部の中心部に整流体が形成されているが、本件意匠には存在しない点（差異点4）、⑤被告意匠では、フランジ部の裏面の1時、4時、7時及び10時の位置に、ピンが下方に向かって突設されているが、本件意匠には存在しない点（差異点5）、⑥本件意匠のフランジ部の1時、4時、7時及び10時の位置には、「コ」字状の切り欠きが形成されているが、被告意匠には存在しない点（差異点6）において差異がある。

(3) ア 本件意匠に係る物品であるヘアキャッチャーは、通常、風呂場で髪の毛等が排水口に流れないように排水口の上に設置されて使用されるものであり、需要者である消費者は、一般に、それが設置された状態において視認することができ、髪の毛等が排水口に流れないようになることとなる部分、すなわち、捕捉部及び渦流生成部に関心が高く、それらの形状等に注目するといえる。

イ 本件意匠の出願前、次の（ア）から（オ）の公知意匠があった。

（ア）意匠登録第1554062号公報に記載された意匠（公知意匠1）

- (イ) 意匠登録第 1570084 号公報に記載された意匠（公知意匠 2）
- (ウ) 意匠登録第 1531898 号公報に記載された意匠（公知意匠 3）
- (エ) 意匠登録第 1544259 号公報に記載された意匠（公知意匠 4）
- (オ) 公開実用昭和 51 - 105866 号に記載された意匠（公知意匠 5）

ウ 公知意匠 1 から 4 は、いずれも、「ヘアキャッチャー」に係る意匠であり、①平面視において全体が円形状かつ有底の灰皿状に形成されており、その中心に位置する円形状（正面視において隅丸矩形状）の捕捉部と、該捕捉部に向かう水流を生成する渦流生成部と、その外側に形成されて排水口への装着を担う円環状のフランジで構成されており、②渦流生成部に、捕捉部に向かう渦状模様が現出されており、③捕捉部と渦流生成部に多数個の排水孔が形成されており、④渦流生成部が、捕捉部を中心とする等角度位置に配置された複数の斜面体及び渦状壁で構成され、各斜面体に隣接して渦状壁が形成されて各斜面体を区分けし、⑤平面視において、渦状壁が斜面体に類する面積を占め、渦状壁の上部は、正面視において、フランジよりも上部にはみ出している。

公知意匠 1 及び 2 において、正面視において捕捉部は、おおよそ隅丸矩形状である。

公知意匠 1 は、斜面体及び渦状壁を 3 個ずつ、公知意匠 2 は、斜面体及び渦状壁を 2 個ずつ、公知意匠 3 は、斜面体及び渦状壁を 4 個ずつ、公知意匠 4 は、斜面体及び渦状壁を 2 個ずつ、それぞれ有する。また、公知意匠 3 及び公知意匠 4 では、斜面体だけでなく渦状壁にも多数個の排水孔が形成されているのに対し、公知意匠 1 及び公知意匠 2 では、渦状壁に排水孔が形成されていない。

公知意匠 5 は、排水口に装着するための排水誘具の意匠であり、中くぼみ状の円形皿形をしており、その表面、外縁から中心に向かい、かつ、中心には達しない複数の螺旋状山形が突設形成され、前記山形以外の谷部分には複数の流水孔が穿設されている。螺旋状山形の上端はフランジより下方にあり、上方にはない。

なお、原告は、公知意匠 5 について、「螺旋状山形を突設してなる」などの記載から、螺旋状山形が、フランジ部より上方に位置する可能性を否定できないとするが、乙 16 の第 1 図、第 2 図によれば、螺旋状山形は底部から突設してなるものであるが、その上端はフランジ部より上方にはないと認められる。

- (4) 本件意匠の基本的構成態様のうち、基本的構成態様①から③は、ありふれたもの又は公知意匠があったものといえ、また、基本的構成態様④は、必ずしも需要者の関心が高くない部分の形状等であり、その本件意匠の具体的構成態様のうち、具体的構成態様①及び②は、需要者の関心が高い部分である渦流生成部の形状等である。また、その形状等のうち、渦流生成部が渦状壁を有さず斜面体のみで構成される形状等については、公知意匠があったことは認められない。したがって、渦流生成部を形成する斜面体が、段差構造のみによって境界を形成するものであり、斜面体を区切る構造体がないとの形状等は特に注意を引くべきものといえる。他方、具体的構成態様③から⑥は、需要者の関心が高い部分の形状等とはいえない。

これらによれば、本件意匠のうち需要者の注意を引くべき形状等は、具体的構成態様のうち、渦流生成部を形成する斜面体が、段差構造のみによって境界を形成するものであり、斜面体を区切る構造体がない点を含む、渦流生成部及び捕捉部の全体の形状であると認められる。

(5) 前記(1)から(4)を踏まえて、本件意匠と被告意匠が全体的な美感を共通にするかについて検討する。

ア 本件意匠と被告意匠は、基本的構成態様において共通し、また、具体的構成態様のうち、共通点1から5において共通する。

このうち、本件意匠の基本的構成態様は、需要者の注意を引くべき形状等とはいえ、類否判断に当たって、それが共通することを大きく取り扱うことは相当ではない。

具体的構成態様の共通点のうち、共通点1及び2は、需要者の注意を引くべき形状等に係るものであり、これらが共通することは、類否判断に影響を与える。もっとも、渦流生成部において、捕捉部を中心とする等角度位置に配置された複数の斜面体を設ける構成を有する公知意匠があり、この点を特に大きく取り扱うことは相当とはいえない。

共通点3から4は、フランジ部の形状等であり、需要者が注意を引くべき部分の形状等ではなく、また、フランジ部においてその形状等が占める割合も大きくなく、類否判断に与える影響は小さいといえる。

イ 本件意匠と被告意匠の具体的構成態様は、差異点1から6において異なる。

差異点1から4は、渦流生成部の形状であり、注意を引くべき形状等に関するものである。そして、本件意匠においては、渦流生成部を形成する4個14の斜面体が、段差構造によって境界を形成するものであり、渦流生成部を形成する斜面体が、段差構造によって境界を形成し、斜面体を区切る構造体がないという形状等が、注意を引くべき形状等に含まれるといえるところ、差異点1は、その形状等に係るものである。

本件意匠が上記の形状等であるのに対し、被告意匠においては、本件意匠と異なり、斜面体の外周部には、堰部が設けられている。斜面体の段差構造によって境界を形成するか、別に堰部を設けるかは、その形状等自体が明確に異なるものである。ヘアキャッチャーの需要者は、それが排水口の上に設置された際等も含めてその真上からだけでなく、やや斜め上から見る場合も多いといえるところ、斜視図等(別紙本件意匠、本件意匠説明図、被告意匠目録、被告意匠説明図、本件意匠・被告意匠対照表)に特に明らかなおり、需要者は、本件意匠の渦流生成部は平面状の斜面体のみで構成されるやや平板な段差構造であることを認識するのに対し、被告意匠では、斜面体の外周部に斜面体に対し垂直方向に突出する堰部があることを認識し、斜面体から堰部が突出していること及び堰部によってもたらされる別の斜面体との段差が強く印象付けられる。また、本件意匠では、斜面体のみで渦状模様を生じさせるものであり、渦流生成部が平面状の斜面体の

みからなり、渦状模様もあっさりした印象を与える。これに対し、被告意匠では、堰部によって各斜面体が明確に区別され、堰部自体も斜面体と独立して渦状模様を顕出させるものであって、このことにより斜面体と堰部それぞれによって二重の明確な渦状模様を生じさせるという印象を与えるものである。したがって、差異点1は、本件意匠と被告意匠の類否判断に大きく影響を与える。

差異点2（斜面体の個数）及び3（斜面体の形状）も、需要者の注意を引くと考えられる渦流生成部の形状に係る差異であり、類否判断に影響を与えるといえる。もっとも、本件意匠と被告意匠において、斜面体の形状は、いずれも最も長い曲線が内側に湾曲する3つの線で囲まれるものであり、その形状の差は大きなものとはいえない。

そして、本件意匠と被告意匠では、このような形状の斜面体がいずれも捕捉部を中心として等角度位置に配置されていて、斜面体の形状に大きな差がないことから、その個数が6個であっても4個であっても、数個の斜面体で構成されているとの印象を与える側面があり、個数の差が美感に与える影響は必ずしも大きなものであるとはいえない。差異点4（捕捉部の形状）は、需要者の注意を引くと考えられる捕捉部の形状に係る差異であり、本件意匠の捕捉部には整流体がないのに対し、被告意匠には、本件意匠にはない整流体があり、それが膨出していることから、類否判断に一定の影響を与えるといえる。

差異点4から6は、いずれも、需要者の注意を引くとはいえない、フランジ部における差異であり、その差異も大きくなく、類否判断に与える影響は大きくないといえる。

ウ 以上によれば、本件意匠と被告意匠は、基本的構成態様で共通し、具体的構成態様においても、注意を引くべき形状等に係る共通点1及び2において共通する。もっとも、本件意匠の基本的構成態様は、注意を引くべき形状等とはいえず、また、具体的構成態様の共通点も類否判断に与える影響を特に大きく取り扱うことは相当ではない。

他方、本件意匠と被告意匠の具体的構成態様の差異のうち、差異点1は、本件意匠において特に注意を引くべき形状等に関する差異であり、被告意匠には本件意匠には見られない堰部があるのであり、前記のとおり、それが類否判断に与える影響は大きい。また、差異点4も類否判断に一定の影響を及ぼす。

これらからすると、本件意匠と被告意匠の差異点から受ける印象は、本件意匠と被告意匠の共通点から受ける印象を凌駕するものであるといえる。よって、被告意匠は、本件意匠に類似していないというべきである。

(6) 原告は、本件意匠も被告意匠も、堰部の有無にかかわらず、内側に向かう渦の流れという美感が共通するので、堰部の有無は美感判断に影響をしないと主張する。

既に説示したとおり、内側に向かう渦の流れという美感自体は、公知意匠にも共通するありふれた意匠であり（公知意匠1から4）、この点を共通することを類否判断で大きく扱うことは相当ではない。

また、原告は、公知意匠1から4のヘアキャッチャーに係る意匠はいずれも、正面視において渦流壁がフランジ部よりも上方に張り出していたところ、本件意匠も被告意匠もこれがなく、全体的に平面的な美感を共通にしていると主張する。上記公知意匠における渦流壁は、フランジ部よりも上部に張り出し、また、平面視において占める面積は大きく、被告意匠の堰部は、公知意匠の渦流壁に比べれば、その存在感は大きくない。しかし、渦流生成部を区分けする構造体がフランジ部よりも上部に張り出していない意匠自体は公知であったといえる上（公知意匠5）、本件意匠は渦流壁、堰部に相当する部位を全く有していないのに対し、被告意匠は堰部を有しているのであって、堰部の存在の有無自体が類否判断に大きな影響を与えるというべきである。原告の指摘は前記判断を覆すに足りるものではない。

2. 結論

よって、被告意匠は本件意匠に類似しているとはいえないから、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求にはいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第26部 裁判長裁判官 柴田義明
裁判官 佐伯良子
裁判官 仲田憲史

判決にまつわる検討

本件は、「ヘアキャッチャー」意匠登録第1620963号の意匠権（本件意匠権）を有する原告が、被告に対し、別紙被告製品目録記載の製品（被告製品）の販売等が本件意匠権を侵害するとして、意匠法37条1項に基づき被告製品の販売等の差止めを、同条2項に基づき被告製品及びその半製品の廃棄を、並びに民法709条に基づき損害賠償金726万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めたものである。

東京地裁は、「本件意匠と被告意匠の具体的構成態様の差異のうち、差異点1は、本件意匠において特に注意を引くべき形状等に関する差異であり、被告意匠には本件意匠には見られない堰部があるのであり、それが類否判断に与える影響は大きい。また、差異点4も類否判断に一定の影響を及ぼす。」として、被告意匠が本件登録意匠に類似するとはいえないと判断したものである。堰部の有無（差異点1）と捕捉部中心部の整流体の有無（差異点4）の差異点が両意匠の類否判断に影響を及ぼすとして、両意匠が類似するとした原告の主張を斥けたものである。

判決では、本件登録意匠出願前の公知意匠についてそれぞれ丁寧に言及し、「内側に向かう渦の流れという美感自体」や「渦流生成部を区分けする構造体がフランジ部よりも上部に張り出していない意匠自体」は公知であったといえるとして、原告の主張に対して丁寧に説示している。

「本件意匠は渦流壁、堰部に相当する部位を全く有していないのに対し、被告意匠は堰部

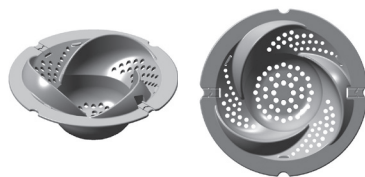
を有しているのであって、堰部の存在の有無自体が類否判断に大きな影響を与えるというべきである。」として、原告の指摘は前記判断を覆すに足りるものではなく、被告意匠は本件意匠に類似しているとはいえないと判示したものである。

本件は、両意匠の基本的構成態様が共通しているものではあるが、被告意匠とほぼ同様の被告登録意匠が本件登録意匠の後願で登録されており、また具体的構成態様の共通点について、「渦流生成部において、捕捉部を中心とする等角度位置に配置された複数の斜面体を設ける構成を有する公知意匠があり、この点を特に大きく取り扱うことは相当とはいえない。」として、公知意匠を参酌し、類否判断を決したものである。「渦の流れという美感自体」が既に公知であることが類否判断に影響を与えたものと思料する。

被告製品意匠には、平面視するとはっきりと各斜面体の反時計方向側の外周部に、「堰部」が形成されているものであり、本件登録意匠には「堰部」が形成されていないもので、その差異は見過ごすことができないものであると考えられ、判決の判断に納得させられる。

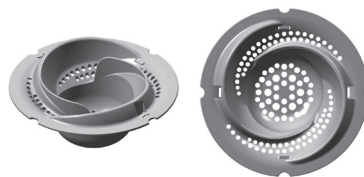
原告は、本件登録意匠の関連意匠を出願し、登録されているが、それは被告登録意匠の出願後であった。本件登録意匠のバリエーションを明確にする上では、他に公知意匠が出ない時点で、もう少し早く出願しておくことも肝要なのではないかと思料する。

公知意匠 1



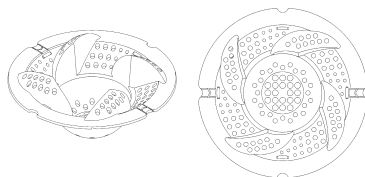
意匠登録第1554062号

公知意匠 2



意匠登録第1570084号

公知意匠 3



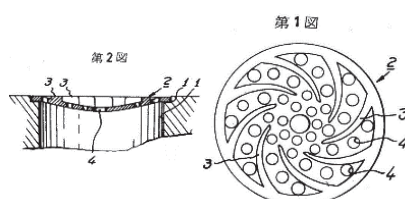
意匠登録第1531898号

公知意匠 4



意匠登録第1544259号

公知意匠 5



実開昭51-105866